

令和6年度 石綿則改正に伴う説明会

帯広労働基準監督署

はじめに

石綿則は、「労働者が石綿にばく露され健康障害を受けることを予防するため、（中略）実情に即した適切な対策を積極的に講ずべきことを規定したものとされています。

石綿粉じんを吸引することにより、石綿肺、中脾腫、肺がん等の健康障害が発生するおそれがあり、また、これらの疾病は少量でも発症の可能性があり、ばく露から発症までの期間が相当長いという特徴があります。

石綿ばく露作業による労災認定件数は、令和4年以前の集計で合計14,707件（内、建設業9,195件）であり、その内、帯広労働基準監督署管内での件数は39件（内、建設業32件）となっています。

労働者の健康障害防止のためには、事業者をはじめとして、法令に基づく措置を徹底することが肝要です。

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35324.html)



用語説明

- 建築物等 : 建築物、工作物又は船舶（石綿則第3条）
- 解体等の作業 : 建築物、工作物又は船舶の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業
（石綿則第3条）
- 石綿等 : 石綿又は石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物
（石綿則第2条、安衛令第6条第10号）
- 切断等 : 切断、破砕、穿孔、研磨等（石綿則第2条）
- 除去等 : 石綿含有建材の除去、封じ込め及び囲い込み
（マニュアルP73（10））

目次

1. 石綿障害予防規則（石綿則）について p.5-10
2. 石綿事前調査の実施と報告の要領 p.11-43
3. 吹付石綿・石綿含有保温材等に関する措置 p.44-49
4. 石綿含有成形品等の除去等に係る措置 p.50-59
5. まとめ p.60
(参考資料) p.61-62

1

石綿障害予防規則（石綿則）について

石綿障害予防規則（石綿則）について

● 石綿障害予防規則

- 制定：平成17年2月24日 厚生労働省令第21号
- 最新の施行日：令和6年4月1日

● 事業者の責務（石綿則第1条）

事業者は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するため、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、**石綿にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう努めなければならない。**（第1項）

事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならない。（第2項）

石綿障害予防規則（石綿則）について

● 石綿則で定めていること（抜粋）

□ 事前調査及び分析調査（石綿則第3条）

- 建築物の解体又は改修
- 工作物の解体又は改修
- 船舶（鋼製に限る）の解体又は改修

いずれかを実施する場合は
規模の大小にかかわらず必須

□ 作業計画（第4条）

- 石綿使用建築物等解体等作業の場合必須（当然、みなしの場合も含む）

□ 事前調査の結果等の報告（第4条の2）

- 建築物の解体工事（床面積合計80平米以上）
- 建築物の改修工事（請負代金100万円以上）
- 工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上）

元請に実施義務あり

□ 作業の届出（第5条）

- 吹き付けられている石綿の除去等 - レベル1
- 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去等 - レベル2

石綿障害予防規則（石綿則）について

● 石綿則で定めていること（抜粋）

- 吹き付け石綿（レベル1）及び石綿含有保温材等（レベル2）の除去方法（第6条）
- けい酸カルシウム板第1種の除去方法（第6条の2）
- 石綿含有仕上げ塗材の除去方法（第6条の3）
- 労働者の立入禁止及びその表示（第7条）
- 石綿等の切断等の作業等に係る措置（第13条）
 - 湿潤化
 - 除じん性能を有する電動工具の使用（新設）
 - その他

石綿障害予防規則（石綿則）について

● 石綿則で定めていること（抜粋）

- 保護具の着用（第14条）
 - 吹付石綿等除去作業の場合は電動ファン付き呼吸用保護具or送気マスク
- 関係者以外の立入禁止及び表示（第15条）
- 石綿作業主任者の選任と職務（第19条、20条）
 - 「石綿（0.1%以上含有）を取り扱うor製造する」場合は**請負事業者ごとに1人以上ずつ選任が必要**
- 特別教育（第33条）
 - 石綿使用建築物等解体等作業に従事する**労働者全員**
- 喫煙・飲食の禁止とその表示（第13条）
- 各種項目の掲示（第34条）

石綿障害予防規則（石綿則）について

● 石綿則で定めていること（抜粋）

- 作業の記録（第35条）
 - 1ヶ月を超えない期間ごとに記録
 - 作業をしなくなってから**40年間**保存
- 作業計画による作業の記録（第35条の2）
 - 石綿使用建築物等解体等作業を**行ったとき**
 - 解体等作業を終了してから **3年間**保存
- 石綿健康診断（第40～43条）
- 呼吸用保護具（第44条、45条）

これらの他にも、作業内容等によって必要な措置があるため、不明な点がある場合はご相談ください。

石綿事前調査の実施と報告の要領

石綿事前調査の実施と報告の要領

◆事前調査の実施・資格に関すること（抜粋）

- 「解体等の作業」を行う**全ての事業者**は、石綿の事前調査を実施する必要がある。（第3条第1項）
- 事前調査は「（設計図書等の）文書の確認」と「（現地の）目視」の**両方**により行う必要がある。（第3条第2項）
- 「文書の確認」と「目視」により**使用の有無が明らかとならなかったときは**分析調査を行う必要がある。（第3条第5項）
- 事前調査と分析調査は、それぞれ法定の知識・技能を有する者に行わせる必要がある。（第3条第4項、第6項）

石綿事前調査の実施と報告の要領

「解体等の作業」を行う全ての事業者は、石綿の事前調査を実施する必要がある。（第3条第1項）

建築物

- 全ての建築物。
- 建築物に設ける建築設備を含む。
ガス・電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙、汚水処理の設備等

工作物

- 建築物以外で土地、建築物、工作物に設置されている（いた）もの全て。
- 煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等
- 建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等
- 製造・発電等に関連する反応槽、貯蔵

船舶

- 船体の主たる構造材が鋼製のもの

の

解体等の作業

- 解体の作業
- 改修の作業

〔 封じ込め
 囲い込み
 を含む 〕

を行うときは、あらかじめ解体等対象建築物等について**石綿等の使用の有無を調査**することが必要です。

- 「**工作物**」の範囲が、建築物内の設備にまで広げられました（下線部）。
- 「**改修**」の範囲が広げられ、原則すべての改修工事が対象となりました。

石綿事前調査の実施と報告の要領

「解体等の作業」を行う全ての事業者は、石綿の事前調査を実施する必要がある。（第3条第1項）

◆知っておいてほしいこと

- 「石綿等の粉じんが発散しないことが明らかである」作業に該当する場合は、事前調査を行う必要はない。 後述
- 既に法定の調査が行われている解体等対象建築物等については、**調査の結果の記録を確認すること**でも調査を行ったこととして良い。
- 着工日が平成18年9月1日以降である建築物は、その**文書等を調べる**ことをもって調査を行ったこととして良い。（第3条第3項）



石綿事前調査の実施と報告の要領

「解体等の作業」を行う全ての事業者は、石綿の事前調査を実施する必要がある。（第3条第1項）

□ 解体等の作業に該当せず事前調査を行う必要がない作業（要約）

- ア 石綿等が含まれていないことが明らかなもの
（木材、金属、石、ガラス等のみの構成物、畳、電球等）であって
- 手作業や電動ドライバー等で容易に取り外せる
 - ボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去・取り外しが可能など
- 除去等の際に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- イ 釘打ち固定、刺さっている釘を抜く等の、極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業（電動工具等で、石綿含有の可能性のある壁面等に穴を開ける作業は、事前調査必要）
- ウ 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る等、現存する材料等の除去を行わない作業
- エ 国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁の確認・調査により、石綿が使用されていないことが確認された工作物、船舶等の解体等

（令和2年8月4日・基発0804第8号 詳細は、通達本文を確認して下さい。）

石綿事前調査の実施と報告の要領

「解体等の作業」を行う全ての事業者は、石綿の事前調査を実施する必要がある。（第3条第1項）

◆間違えやすいこと

- 「元請が実施してくれたので実施していない」「発注者（道や市）が実施してくれたので実施していない」は**NG!**

解説

「調査を実施しなくて良い」のではなく、「その調査結果を確認することをもって、調査を実施したこととして良い」ということです。

- 「解体ではなく改修だけなので実施していない」「調べていないけど石綿が含有していないので実施していない」は**NG!**

解説

改修を行う場合でも、事前調査は必要です。

また、**実地調査を行わなくとも良いとされる要件は通達上の限られた場合に限ります。**（前ページ参照）



石綿事前調査の実施と報告の要領

事前調査は「（設計図書等の）文書の確認」と「（現地の）目視」の両方により行う必要がある。（第3条第2項）

◆知っておいてほしいこと

□以下のものが「**設計図書等**」として認められる。

- 建築物、その敷地又は工作物に関する工事用の図面及び仕様書。
- 施工記録、維持保全記録、発注者からの情報。
- 調査対象材料に直接印字されている製品番号。

□構造上目視することが困難な材料については、**目視により確認することが可能となったとき**に事前調査を行う。（第3条第9項）



石綿事前調査の実施と報告の要領

事前調査は「（設計図書等の）文書の確認」と「（現地の）目視」の両方により行う必要がある。（第3条第2項）

◆間違いやすいこと

□ 「文書の確認のみ行った」「現場確認だけ行った」はNG！

解説

「設計図書等の文書が存在しない」「構造上目視により確認することが困難な材料」という場合のみ、この限りではないとされています。



石綿事前調査の実施と報告の要領

「文書の確認」と「目視」により使用の有無が明らかとならなかったときは分析調査を行う必要がある。（第3条第5項）

◆知っておいてほしいこと

- 事前調査は、**全ての材料について**、次に掲げる方法により行うことが必要です。

- **設計図書等の文書を確認する方法**
- **目視により確認する方法**

- 構造上目視により確認することが困難な材料は**目視が可能となったときに**事前調査を行うことが必要です。

事前調査で石綿等の使用の有無が
明らかとならなかったとき

- **分析調査を行う**

- **石綿等が使用されている
ものとみなして**法令に規定する措置を講ずる。



石綿事前調査の実施と報告の要領

「文書の確認」と「目視」により使用の有無が明らかとならなかったときは分析調査を行う必要がある。（第3条第5項）

◆間違えやすいこと

□独自のルールで「石綿なし」と判断することは**NG!**

解説

調査対象材料に石綿等が使用されていないと判断する方法は以下のとおりです。

- ・ 調査対象材料について製品を特定し、そのメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法。
- ・ 調査対象材料について製品を特定し、製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法。



石綿事前調査の実施と報告の要領

事前調査と分析調査は、それぞれ法定の知識・技能を有する者に行わせる必要がある。（第3条第4項、第6項）

◆知っておいてほしいこと

□事前調査について「必要な知識及び技能を有する者」は、**以下の講習を受講した者（及び有資格者）**に限ります。

種 別	調査できる対象物
<ul style="list-style-type: none">・ 特定建築物石綿含有建材調査者講習・ 一般建築物石綿含有建材調査者講習・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者	すべての建築物
<ul style="list-style-type: none">・ 一戸建て等石綿含有建材調査者講習	一戸建ての住宅 共同住宅の住戸の内部

共同住宅の住戸の内部

長屋は含まれます。店舗併用住宅は含まれません。**住戸の専有部分**を指します。ベランダ、廊下等共用部分など、内部以外の部分は含まれません。

□北海道労働局内における建築物石綿含有建材調査者講習の実施機関

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/18ginou.html



講習機関一覧表

講習名＜建築物石綿含有建材調査者講習＞

講習内容

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第4項に規定する事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定める者の要件である「建築物石綿含有建材調査者」の資格を得るための講習

(2023年9月1日現在)

講習の日程、受講の申込については、各登録教習機関へ直接お問い合わせください。

機関名	講義の区分	郵便番号	所在地	電話番号
一般社団法人 日本石綿講習センター	特定建築物 一般建築物 一戸建て等	062-0932	札幌市豊平区平岸2条13丁目3-14-511号	011-876-9429
公益社団法人 北海道労働基準連合会	一般建築物 一戸建て等	060-0807	札幌市北区北7条西2丁目6 37山京ビル203	011-747-6141
建設業労働災害防止協会 北海道支部	一般建築物 一戸建て等	060-0004	札幌市中央区北4条西4丁目1番地 札幌国際ビル3階	011-261-6187
一般社団法人環境総合研究所	一般建築物	060-0007	札幌市中央区北7条西15丁目1番3号 川口ビル	011-556-4337

石綿事前調査の実施と報告の要領

事前調査と分析調査は、それぞれ法定の知識・技能を有する者に行わせる必要がある。（第3条第4項、第6項）

◆知っておいてほしいこと

□分析調査について「必要な知識及び技能を有する者」は、**以下に該当する者**になります。

- 分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- 「石綿分析技術の評価事業」により認定される認定分析技術者（AorBランク）
- アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）の修了者
- 建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者
- アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター

いずれも実技講習を修了した方法による分析のみ実施可能

石綿事前調査の実施と報告の要領

事前調査と分析調査は、それぞれ法定の知識・技能を有する者に行わせる必要がある。（第3条第4項、第6項）

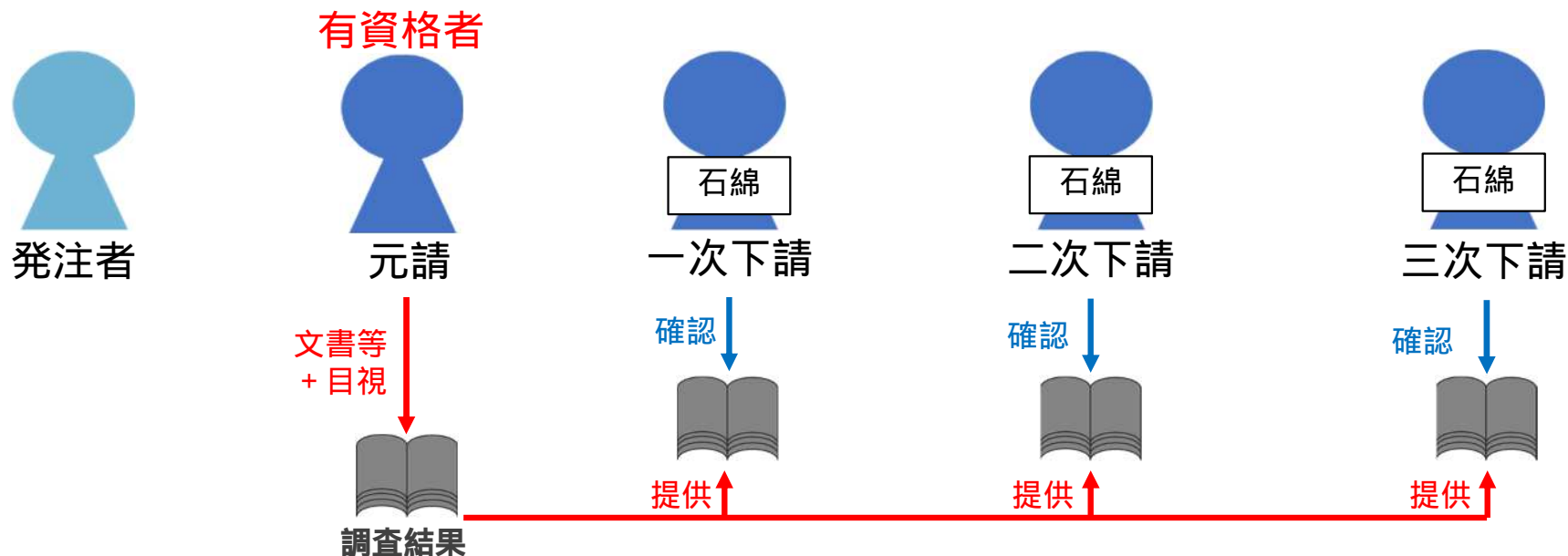
◆間違えやすいこと

□法定の資格を有していない者による調査のみは**NG!**

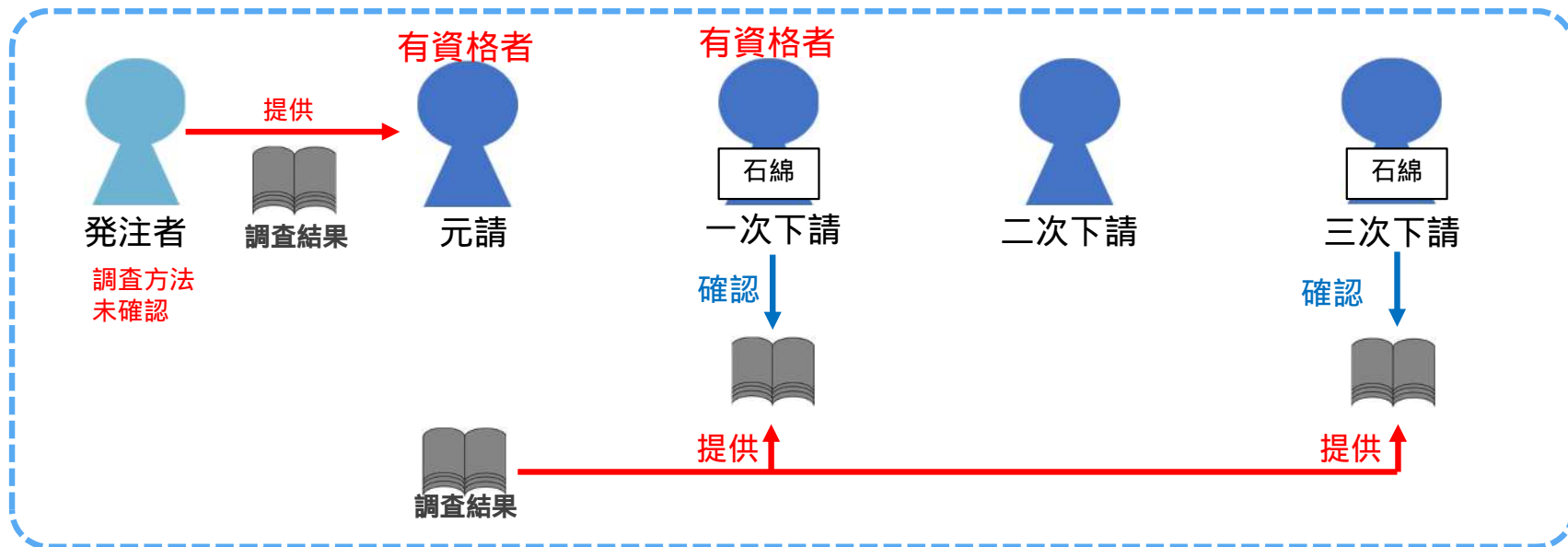
解説

法定の資格を有していない者による調査は、調査を実施したことになりません。

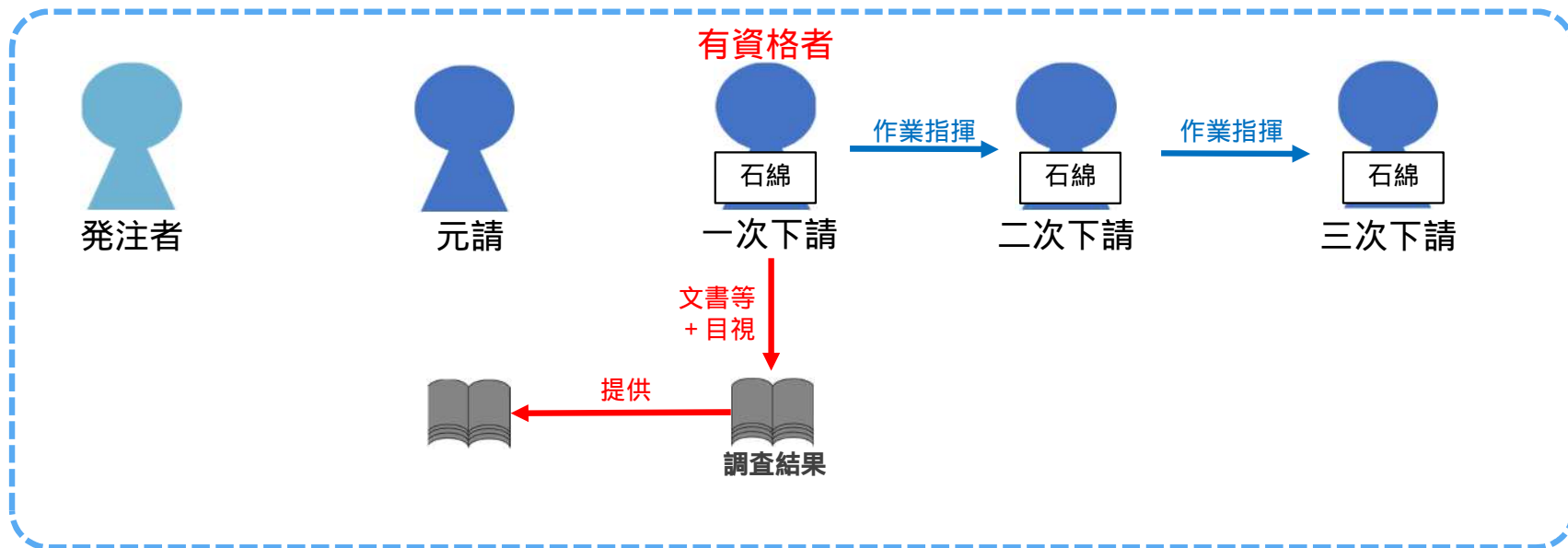
ただし、「事前調査者が実施した文書の確認・目視による事前調査の結果」を確認する方法による事前調査には、法定の資格は不要です。



パターン : 発注者が調査した結果を、元請が各下請に提供している場合。(有資格者は元請と一次)

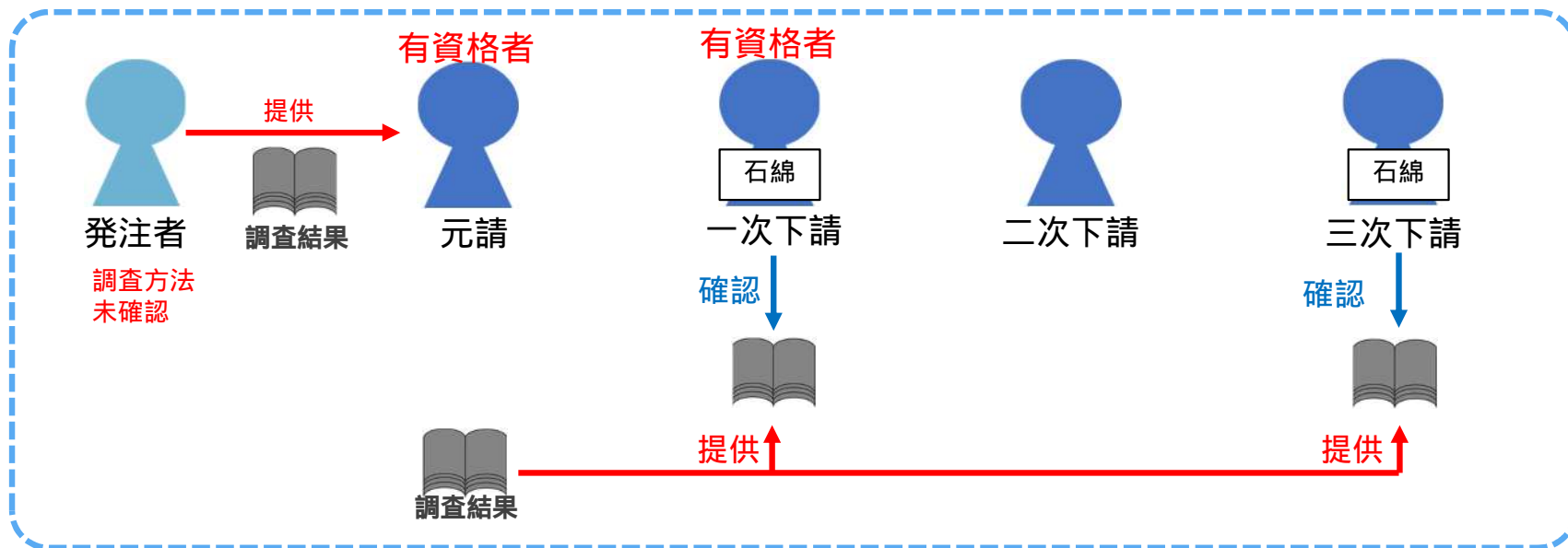


パターン : 一次下請が事前調査を行い、元請のみが結果の確認を行う場合。(有資格者は一次のみ)



それぞれどこに問題があるか考えてみましょう。

パターン : 発注者が調査した結果を、元請が各下請に提供している場合。(有資格者は元請と一次)



◆ 問題のあるポイント

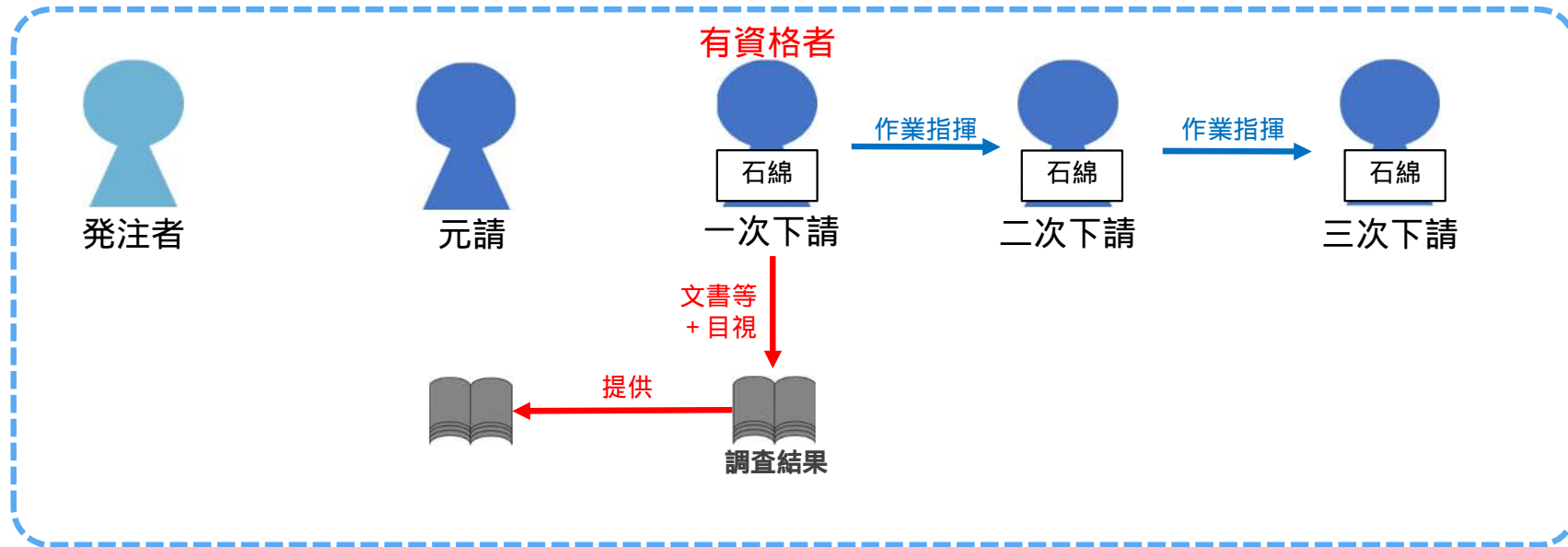
- 事前調査の方法を確認していない。(「文書の確認」+「目視」でなければならない。)
- 発注者の事前調査であっても有資格者によるものであることを確認しなければならない。
- 調査結果の確認を有資格者が行ったとしても、法定の事前調査を行ったことにはならない。

問題のないポイント

- 石綿作業がない場合は、調査結果の確認(事前調査)を行わなくとも問題ない。(二次下請)
- 調査結果の確認は、有資格者ではない者が行っても問題ない。(三次下請)

「文書の確認」+「目視」の事前調査を、
有資格者が行わなければならない!

パターン : 一次下請が事前調査を行い、元請のみが結果の確認を行う場合。(有資格者は一次のみ)



◆ 問題のあるポイント

- ❑ 石綿作業がある二次下請と三次下請が、事前調査結果の確認を行っていない。
- ❑ 事前調査の確認を行っていないということは、事前調査の記録の保存も行えない。

問題のないポイント

- ❑ 事前調査の実施は元請でなくとも構わない。
- ❑ 元請に事前調査の有資格者がなくとも構わない。
- ❑ 施工しない場合でも、元請に事前調査結果を提供するのが望ましい。(結果報告のため。)

「石綿作業の指揮を受けた」だけでは
事前調査をしたことにならない!

そもそも、「指揮を受ける」こと自体が問題ではある。(石綿に限らず、建設業全てのこと。)

石綿事前調査の実施と報告の要領

原則すべての解体・改修工事
規模や請負金額にかかわらず小規模なものも

「事前調査」必要

- ・調査方法は原則、**設計図書 + 目視**
- ・2023年10月からは**資格要件**あり

「記録の作成と3年間保存」必要

- ・**石綿含有の有無に関わらず**

作業場に「記録の掲示等」必要

- ・**石綿含有の有無に関わらず**
- ・石綿含有の場合は、事前調査の記録の写しも備え付け

一定規模の解体・改修工事

「事前調査結果報告」必要

- ・原則、電子システムで

ここまでのまとめ

解体等の作業に該当せず
事前調査を行う必要がない作業

材料を損傷させない

釘の抜き打ちだけ

塗装の重ね塗りだけ

など限られた場合

石綿事前調査の実施と報告の要領

◆事前調査の記録・掲示・報告に関すること（抜粋）

- 事前調査又は分析調査を行ったときは、記録を作成し、調査を終了した日から **3年間保存**する。（第3条第7項）
- 解体等の作業を行う作業場には、労働者が見やすい箇所に **調査内容を掲示**する。（第3条第8項）
- 法定の要件に適合する規模の工事に関する事前調査を実施した場合、元請は電子情報処理組織による報告をする。（第4条の2）

石綿事前調査の実施と報告の要領

事前調査又は分析調査を行ったときは、記録を作成し、調査を終了した日から3年間保存する。（第3条第7項）

◆知っておいてほしいこと

□以下の項目を記録する。（3年間）

- 事業者の名称、住所及び電話番号
- 解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
- 調査終了日
- 着工日等（文書で確認したもの）
- 建築物、工作物又は船舶の構造
- 事前調査を行った部分
- 分析調査のための試料を採取した場所
- 事前調査の方法及び分析調査の方法
- 材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿無と判断した根拠
- 事前調査及び分析調査を行った者の氏名及び資格の書類の写し



石綿事前調査の実施と報告の要領

事前調査又は分析調査を行ったときは、記録を作成し、調査を終了した日から3年間保存する。（第3条第7項）

◆間違えやすいこと

□ 「建設現場に掲示したものをそのまま保管」という扱いは**NG!**

解説

建設現場に掲示する表示は、項目の一部の概要のみで良いとされています。（後述）

□ 「記録は作成したがどこに保管したか不明」という扱いは**NG!**

解説

「3年間」という期間は、

- ・ 行政による事業者に対する指導において関係書類として活用すること
 - ・ 事業者が適切に石綿ばく露防止対策を講じる動機付けとすること
- 等を目的として設定されたものです。



石綿事前調査の実施と報告の要領

解体等の作業を行う作業場には、労働者が見やすい箇所に調査内容を掲示する。（第3条第8項）

◆知っておいてほしいこと

□以下の事項を掲示する。

- 調査終了日
- 事前調査を行った部分
- 分析調査のための試料を採取した場所
- 事前調査の方法及び分析調査の方法
- 材料ごとの石綿等の有無及び石綿無の判断根拠

概要を掲示



石綿事前調査の実施と報告の要領

解体等の作業を行う作業場には、労働者が見やすい箇所に調査内容を掲示する。（第3条第8項）

◆間違えやすいこと

□ 「建設現場ではなく店社でのみ保管」という扱いは**NG!**

解説

「事前調査は間違いなく実施しているから、調査結果の詳細の掲示が現場になくとも問題ない」「現場と店社が近いので、店社に保管している」と誤解することもあるかもしれませんが、この規定は、作業を実施する労働者がいつでも記録を確認することができるようにする趣旨で規定したものであることから、**解体等の作業が行われている間は、常に備え付けておく**必要があります。



石綿事前調査の実施と報告の要領

法定の要件に適合する規模の工事に関する事前調査を実施した場合、元請は電子情報処理組織による報告をする。（第4条の2）

◆知っておいてほしいこと

□法定の要件は以下のとおり。

- 建築物の解体工事（床面積の合計が80平方メートル以上に限る。）
- 建築物の改修工事（工事の請負代金の額が100万円以上に限る。）
- 工作物の解体工事又は改修工事（工事の請負代金の額が100万円以上に限る。）

□電子情報処理組織による報告の手順は以下のとおり。

1. G-biz（事業者向け共通認証システム）にアクセスしGbizIDを取得する。
（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）
2. 石綿事前調査結果報告システムにアクセスする。
（<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>）
3. 取得したGbizIDでログインする。
4. 調査結果を入力して報告する。



石綿事前調査の実施と報告の要領

事前調査

建築物、工作物、船舶の解体・改修作業を行うときは、原則全ての工事で、石綿等の有無の調査（事前調査）を行うことが必要。
（工事の規模や請負金額に関わりなく必要です。）



事前調査結果の報告

次の工事を行おうとするときは、あらかじめ電子システムにより、事前調査結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告する必要があります。



建築物の解体・改修工事

- 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の解体工事
- 請負代金が100万円以上の改修工事



工作物の解体・改修工事

- 厚生労働大臣が定めるものの解体・改修工事で、請負代金が100万円以上のもの



船舶の解体・改修工事

- 総トン数が20トン以上のもの

石綿事前調査の実施と報告の要領



工作物の解体・改修工事

- 厚生労働大臣が定めるものの解体・改修工事で、請負代金が100万円以上のもの

- 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- 焼却設備
- 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- トンネルの天井板
- プラットホームの上家
- 遮音壁、軽量盛土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

- **石綿等の使用の有無に関わらず報告が必要です。**
- **複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が報告義務を負います。**
- **石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。**

石綿事前調査結果報告システム

- システムの利用には**GビズID**が必要です。



GビズID



石綿事前調査結果報告システム (<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>)

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 **中** 大



[お知らせ一覧](#) [ヘルプ](#)

ログイン

●石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

■報告が必要となる工事

- ・建築物の解体工事（解体作業対象の床面積の合計80㎡以上）
- ・建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・鋼製の船舶の解体・改修工事（総トン数20トン以上）

登録済みの方

GビズIDでログイン

初めての方はこちら

GビズIDを作成

24時間受け付けてます！

FAQチャット

令和6年11月時点

GビズIDを登録済みの場合はこちらから報告を行ってください。

GビズIDが未登録の場合はこちらからDビズIDの登録を行ってください。

事前調査結果等報告(例)

元方事業者の情報																					
事業者の名称		株式会社北海道労基						事業者の代表者氏名		北海 太郎											
担当者のメールアドレス		hokkaido-rouki@xxx.xx.xx						事業者の電話番号		0000 - 00 - 0000											
事業者の住所		郵便番号		0 0 0 - 0 0 0 0 0																	
		都道府県・市区町村名等		北海道〇〇市~																	
		住所(続き)		〇〇																	
工事現場の情報																					
労働保険番号		都道府県 - 所掌 - 管轄		- 基幹番号						- 枝番号											
		0 1 - 1 - 0 0		- 0 0 0 0 0 0 0						- 0 0 0											
作業場所の住所		郵便番号		0 0 0 - 0 0 0 0																	
		都道府県・市区町村名等		北海道〇〇郡〇〇町~																	
		住所(続き)		〇〇																	
工事の名称		〇〇様邸解体工事																			
工事の概要		木造2階建て解体工事																			
建築物等の概要																					
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日				西暦 1985年 10月 10日				構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 RC造 S造 その他				耐火		耐火 <input checked="" type="checkbox"/> 準耐火 その他					
延べ床面積		6 5 0 m ²		階数(地上階)		2 階建		階数(地下階)				階建									
その他工作物・船舶 複数選択可		反応槽		加熱炉		ボイラー及び圧力容器		配管設備		焼却設備		煙突		貯蔵設備		発電設備		変電設備		配電設備	
		送電設備		トンネルの天井板		プラットフォームの上家		遮音壁		軽量盛土保護パネル		鉄道の駅の地下式構造 部分の壁及び天井板		観光用エレベーター の昇降路の囲い		船舶					
解体工事を行う床面積の合計				6 5 0 m ²				解体工事又は改修工事の実施期間				西暦 2024年 10月 1日 ~ 西暦 2024年 12月 15日									
解体工事又は改修工事の請負金額				億 4 0 0 万円				石綿に関する作業の開始時期				西暦 2024年 11月頃									
事前調査の終了年月日		西暦 2024年 6月 30日																			
事前調査を実施した者																					
氏名						講習実施機関の名称															
分析調査を実施した者																					
氏名						講習実施機関の名称															
作業に係る石綿作業主任者																					
氏名																					

元方事業者に関する事項

事前調査結果等報告（例）

元方事業者の情報																				
事業者の名称	株式会社北海道労基						事業者の代表者氏名	北海 太郎												
担当者のメールアドレス	hokkaido-rouki@xxx.xx.xx						事業者の電話番号	0000 - 00 - 0000												
事業者の住所	郵便番号	0 0 0 - 0 0 0 0																		
	都道府県・市区町村名等	北海道〇〇市～																		
	住所（続き）	〇〇																		
工事現場の情報																				
労働保険番号	都道府県 - 所掌 - 管轄							基幹番号					枝番号							
	0 1 - 1 - 0 0 - 0 0 0 0 0 0 - 0 0 0																			
作業場所の住所	郵便番号	0 0 0 - 0 0 0 0																		
	都道府県・市区町村名等	北海道〇〇郡〇〇町～																		
	住所（続き）	〇〇																		
工事の名称	〇〇様邸解体工事																			
工事の概要	木造2階建て解体工事																			
建築物等の概要																				
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日	西暦 1985年 10月 10日			構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 RC造 S造 その他				耐火	耐火 <input checked="" type="checkbox"/> 準耐火 その他										
延べ床面積	6 5 0 m ²			階数（地上階）	2 階建		階数（地下階）	階建												
その他工作物・船舶 複数選択可	反応槽		加熱炉		ボイラー及び圧力容器		配管設備		焼却設備		煙突		貯蔵設備		発電設備		変電設備		配電設備	
	送電設備		トンネルの天井板		プラットホームの上家		遮音壁		軽量盛土保護パネル		鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板		観光用エレベーターの昇降路の囲い		船舶					
解体工事を行う床面積の合計	6 5 0 m ²			解体工事又は改修工事の実施期間	西暦 2024年 10月 1日 ~ 西暦 2024年 12月 15日															
解体工事又は改修工事の請負金額	億 4 0 0 万円			石綿に関する作業の開始時期	西暦 2024年 11月頃															
事前調査の終了年月日	西暦 2024年 6月 30日																			
事前調査を実施した者																				
氏名							講習実施機関の名称													
分析調査を実施した者																				
氏名							講習実施機関の名称													
作業に係る石綿作業主任者																				
氏名																				

床面積や請負金額が法定の基準以下の場合は報告は不要です。

元請が石綿除去を実施しないのであれば空欄で構いません。（石綿作業を行わなくとも、元請が事前調査を実施している場合は記入が必要です。）

作業を行わない場合は空欄で構いません。

事前調査結果等報告(例)

請負事業者の情報														
事業者の名称		有限会社一次						事業者の電話番号				0000 - 00 - 0000		
労働保険番号		都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号				枝番号		
なし(又は不明) 元方(元請)事業と同じ		0	1	-	1	-	0	0	-	0	0	0	0	0
事業者の住所	郵便番号	0000 - 000000												
	都道府県・市区町村名等	北海道〇〇市~												
	住所(続き)	〇〇												
事前調査を実施した者の氏名		衛生 花子						事前調査を実施した者の講習実施機関の名称				一般社団法人日本石綿講習センター		
分析調査を実施した者の氏名		健康 次郎						分析調査を実施した者の講習実施機関の名称				一般社団法人日本環境測定分析協会		
作業に係る石綿作業主任者の氏名		安全 一郎												
請負事業者の情報														
事業者の名称		有限会社二次						事業者の電話番号				0000 - 00 - 0000		
労働保険番号		都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号				枝番号		
なし(又は不明) 元方(元請)事業と同じ		0	1	-	1	-	0	0	-	0	0	0	0	0
事業者の住所	郵便番号	0000 - 000000												
	都道府県・市区町村名等	北海道〇〇市~												
	住所(続き)	〇〇												
事前調査を実施した者の氏名		安全 二郎						事前調査を実施した者の講習実施機関の名称						
分析調査を実施した者の氏名								分析調査を実施した者の講習実施機関の名称						
作業に係る石綿作業主任者の氏名		安全 二郎												
請負事業者の情報														
事業者の名称								事業者の電話番号				- -		
労働保険番号		都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号				枝番号		
なし(又は不明) 元方(元請)事業と同じ				-		-			-					
事業者の住所	郵便番号													
	都道府県・市区町村名等													
	住所(続き)													
事前調査を実施した者の氏名								事前調査を実施した者の講習実施機関の名称						
分析調査を実施した者の氏名								分析調査を実施した者の講習実施機関の名称						
作業に係る石綿作業主任者の氏名														

請負事業者に関する事項

事前調査結果等報告(例)

請負事業者の情報													
事業者の名称	有限会社一次						事業者の電話番号	0000 - 00 - 0000					
労働保険番号	都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-					枝番号
なし(又は不明)	元方(元請)事業と同じ	0	1	-	1	-	0	0	0	0	0	0	0
事業者の住所	郵便番号	0000 - 000000											
	都道府県・市区町村名等	北海道〇〇市~											
	住所(続き)	〇〇											
事前調査を実施した者の氏名	衛生 花子						事前調査を実施した者の講習実施機関の名称	一般社団法人日本石綿講習センター					
分析調査を実施した者の氏名	健康 次郎						分析調査を実施した者の講習実施機関の名称	一般社団法人日本環境測定分析協会					
作業に係る石綿作業主任者の氏名	安全 一郎												
請負事業者の情報													
事業者の名称	有限会社二次						事業者の電話番号	0000 - 00 - 0000					
労働保険番号	都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-					枝番号
なし(又は不明)	元方(元請)事業と同じ	0	1	-	1	-	0	0	0	0	0	0	
事業者の住所	郵便番号	0000 - 000000											
	都道府県・市区町村名等	北海道〇〇市~											
	住所(続き)	〇〇											
事前調査を実施した者の氏名	安全 二郎						事前調査を実施した者の講習実施機関の名称						
分析調査を実施した者の氏名							分析調査を実施した者の講習実施機関の名称						
作業に係る石綿作業主任者の氏名	安全 二郎												
請負事業者の情報													
事業者の名称							事業者の電話番号	-					
労働保険番号	都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-					枝番号
なし(又は不明)	元方(元請)事業と同じ			-		-							
事業者の住所	郵便番号												
	都道府県・市区町村名等												
	住所(続き)												
事前調査を実施した者の氏名							事前調査を実施した者の講習実施機関の名称						
分析調査を実施した者の氏名							分析調査を実施した者の講習実施機関の名称						
作業に係る石綿作業主任者の氏名													

事前調査と分析調査を実施した場合はこちらに記入してください。(元請の欄に記入の場合もあります。)

事前調査結果の確認のみを行った場合は、有資格者の欄の記入は任意です。(事前調査結果の確認を行った者の氏名は記入してください。)

作業主任者の欄は、石綿作業に従事する全ての元請について記入が必須です。

請負事業者に関する事項

事前調査結果等報告(例)

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 石綿使用が無の場合のみ記載 目視 設計図書(を除く。) 分析 材料製造者による証明 製造年月日	作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 負圧隔離 隔離(負圧なし) 湿潤化 呼吸用保護具の使用	
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無		
吹付け材											
保温材											
煙突断熱材	<input checked="" type="checkbox"/>				<input checked="" type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	
屋根用折版断熱材											
耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む)											
仕上塗材		<input checked="" type="checkbox"/>			/			<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	
スレート波板											
スレートボード			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>							
屋根用化粧スレート											
けい酸カルシウム板第1種	<input checked="" type="checkbox"/>							<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	
押出成形セメント板											
パルプセメント板											
ビニル床タイル		<input checked="" type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	
窯業系サイディング											
石膏ボード											
ロックウール吸音天井板											
その他の材料			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>							③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>

事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容

事前調査結果等報告(例)

事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容	作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 石綿使用が無の場合のみ記載 目視 設計図書(を除く。) 分析 材料製造者による証明 製造年月日	作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 負圧隔離 隔離(負圧なし) 湿潤化 呼吸用保護具の使用
		有	みなし	無		除去	封じ込み	囲い込み	有	無	
	吹付け材										
	保温材										
	煙突断熱材	<input checked="" type="checkbox"/>				<input checked="" type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
	屋根用折版断熱材										
	耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む)										
	仕上塗材		<input checked="" type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
	スレート波板										
	スレートボード			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>						
	屋根用化粧スレート										
	けい酸カルシウム板第1種	<input checked="" type="checkbox"/>							<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
	押出成形セメント板										
	パルプセメント板										
	ビニル床タイル		<input checked="" type="checkbox"/>						<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
	窯業系サイディング										
	石膏ボード										
	ロックウール吸音天井板										
	その他の材料			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>						③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>

「石綿有」又は「みなし」とした建材については、「切断等の有無」と「作業時の措置」欄の記入が必要です。

レベル1・レベル2建材の場合は、「作業の種類」欄の記入が必要です。

「石綿無」とした場合は「石綿使用なしと判断した根拠」欄の記入が必要です。

吹付石綿・石綿含有保温材等に関する 措置

吹付石綿・石綿含有保温材等に関する措置

◆法令改正があった項目（抜粋）

- 吹付石綿や石綿含有保温材等の除去等を行う場合は、監督署に法定様式による届出を提出しなければならない。（第5条）
- 吹付石綿や石綿含有保温材等の除去等の作業を労働者に従事させるときは、適切な措置を講じなければならない。（第6条）

吹付石綿・石綿含有保温材等に関する措置

吹付石綿や石綿含有保温材等の除去等を行う場合は、監督署に法定様式による届出を提出しなければならない。（第5条）

- 建設業等で次の仕事を開始しようとするときは、工事開始の14日前までに、所轄労働基準監督署長に計画届を提出する必要がある。
- 法定様式のほか、当該作業に係る解体等対象建築物等の概要を示す図面を添えて提出する必要がある。

内容の審査のために添付や記載が必要なもの（一例）

- ・ 除去等を行おうとする石綿の種類に関する書類（事前調査結果を示す書類も可）
- ・ 隔離に関する内容（隔離場所の寸法、ビニールシートの枚数や厚み、表面積、気積 等）
- ・ 湿潤化に使用する水や薬液等に関する内容（薬液の種類、必要量の計算、実際の量 等）
- ・ 隔離養生の方法や除去作業の方法を示す手順書
- ・ 各種カタログ（エアシャワー、除じん装置、マノメーター、真空掃除機、エアスプレー、呼吸用保護具、手袋、ビニールシート 等々）
- ・ 各種資格等に関する書類（作業主任者や特別教育に関する資格一覧、資格証写し 等）

吹付石綿・石綿含有保温材等に関する措置

□ 必要な届出は以下のとおり。

- 建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。次号において同じ。）に**吹き付けられている石綿等**（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。）の**除去、封じ込め又は囲い込み**の作業を行う仕事
- 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている**保温材、耐火被覆材**（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の**除去、封じ込め又は囲い込み**の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

改正後（令和3年4月1日以降）	建築物、工作物、船舶	
		うち耐火・準耐火建築物
吹き付け石綿等の除去（石綿含有仕上げ塗材を除く）	計画届	計画届
吹き付け石綿等の封じ込め・囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め・囲い込み	計画届	計画届

- 改正により、建設業の場合は従来の作業届の代わりに計画届を提出することとなっております。

作業届の提出は建設業・土石採取業以外の業種の場合に提出が必要となります。

吹付石綿・石綿含有保温材等に関する措置

吹付石綿や石綿含有保温材等の除去等の作業を労働者に従事させるときは、適切な措置を講じなければならない。（第6条）

□ 「適切な措置」は以下に掲げるとおり。

- 除去等の作業を行う作業場所を、それ以外の**作業場所から隔離**すること。
- 石綿等の除去等を行う作業場所に**ろ過集じん方式の集じん・排気装置**を設け、排気を行うこと。
- 石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に**前室、洗身室及び更衣室を設置**すること。（作業場所から労働者が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室の順に通過するように互いに接続させること。）
- 石綿等の除去等を行う作業場所及び前室を**負圧に保つ**こと。
- 隔離を行った作業場所において初めて除去作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の**排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検**すること。
- ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置場所を変更したときや装置に変更を加えたときは、**排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検**すること。
- その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、前室が**負圧に保たれていることを点検**すること。
- 点検を行った場合において、異常を認めたときは**直ちに除去作業を中止し、装置の補修又は増設その他の必要な措置**を講ずること。

吹付石綿・石綿含有保温材等に関する手続き

吹付石綿や石綿含有保温材等の除去等の作業を労働者に従事させるときは、適切な措置を講じなければならない。（第6条）

- 「適切な措置」と「同等以上の効果を有する措置」とされている、以下の方法も認められている。
 - （各種条件を満たした）**グローブバッグ工法**
 - 破損等のない良好な状態の屋根折版を、**湿潤な状態で手ばらし等**により裏張り断熱材をつけたまま除去する方法

4

石綿含有成形品等の除去等に係る措置

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿含有成形品等の除去等に係る措置

◆材料や作業方法別の除去方法に関する措置

- 石綿含有成形品（石綿含有保温材等除く、以下同）を建築物等（建築物、工作物又は船舶）から除去する作業においては、**原則切断等以外の方法**により作業を実施する。（第6条の2第1項）
- けい酸カルシウム板第1種を切断等の方法により除去しようとする場合は、**隔離・常時湿潤化等**を行う。（第6条の2第2項）
- 石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去を行う場合は、**隔離・湿潤化等**を行う。（第6条の3）
- 石綿等の切断等の作業等及びその作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業を行う場合は、**湿潤化等**を行う。（第13条）

石綿含有成形品等の除去等に係る措置

石綿含有成形品を建築物等から除去する作業においては、原則切断等以外の方法により作業を実施する。（第6条の2第1項）

◆知っておいてほしいこと

- ここでいう「石綿含有成形品」とは、成形された材料で石綿が使用されているものをいい、石綿含有保温材等は含まれません。
- 原則は切断以外の方法とされているところですが、「切断等以外の方法により当該作業を実施することが技術上困難な場合」に該当する場合は、この限りではないとされています。
- 「切断等以外の方法により当該作業を実施することが**技術上困難な場合**」には、以下も含まれます。
 - 当該材料が下地材等と接着材で固定されており、**切断等を行わずに除去することが困難な場合。**
 - 当該材料が大きく切断等を行わずに**手作業で取り外すことが困難な場合。**



石綿含有成形品等の除去等に係る措置

石綿含有成形品を建築物等から除去する作業においては、原則切断等以外の方法により作業を実施する。（第6条の2第1項）

◆間違えやすいこと

- 切断等以外の方法が可能であるにもかかわらず切断等するのは**NG!**

解説

例えば、石綿含有成形品等が建築物内にあり、手ばらしが可能であるにもかかわらず、重機で建屋ごと解体したり丸のこ等で切断したりするのは違法とみなされる可能性があります。



石綿含有成形品等の除去等に係る措置

けい酸カルシウム板第1種を切断等の方法により除去しようとする場合は、隔離・常時湿潤化等を行う。（第6条の2第2項）

◆知っておいてほしいこと

- けい酸カルシウム板第1種は「石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるもの」に該当。



けい酸カルシウム板第1種
高比重。内装ボード、天井材などに使用。

レベル3



【参考】けい酸カルシウム板第2種
低比重。鉄骨の耐火被覆などに使用。

レベル2



石綿含有成形品等の除去等に係る措置

けい酸カルシウム板第1種を切断等の方法により除去しようとする場合は、隔離・常時湿潤化等を行う。（第6条の2第2項）

◆知っておいてほしいこと

- ここでいう「隔離」とは、負圧を保つことを求めるものではない。
- 「湿潤化等」の代わりに「**除じん性能を有する電動工具の使用**」や「**作業場所の隔離**」としても良いとされています。（令和6年より、除じん性能付き電動工具の使用が湿潤化と同等の扱い。）



石綿含有成形品等の除去等に係る措置

けい酸カルシウム板第1種を切断等の方法により除去しようとする場合は、隔離・常時湿潤化等を行う。（第6条の2第2項）

◆間違えやすいこと

- 表面に対する散水等により湿潤な状態にするだけではNG!

解説

除去作業を行う前に表面に対する散水等により湿潤な状態にするだけでは切断等に伴う石綿等の粉じんの発散抑制措置としては十分ではないことから、**切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行う**ことにより、湿潤な状態を保つことが求められています。



石綿含有成形品等の除去等に係る措置

石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去を行う場合は、隔離・湿潤化等を行う。（第6条の3）

◆知っておいてほしいこと

□ 石綿含有仕上げ塗材とは？



セメント、合成樹脂等の結合材、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内外の壁又は天井を、吹付け、ローラー塗り、こて塗り等によって立体的な造形性を持つ模様仕上げの材料としてJIS A 6909に定められている建築用仕上塗材のうち、石綿等が使用されているものをいいます。

□ 「電動工具を使用して除去する作業」とは？

- ディスクグラインダー又はディスクサンダーを用いて除去する作業をいう。
- 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等により除去する作業は含まれない。

□ 石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合に必要な「常時湿潤な状態に保つ」措置の方法には、**剥離剤を使用する方法**も含まれます。



石綿含有成形品等の除去等に係る措置

石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去を行う場合は、隔離・湿潤化等を行う。（第6条の3）

◆間違えやすいこと

- 表面に対する散水等により湿潤な状態にするだけでは**NG!**

解説

除去作業を行う前に表面に対する散水等により湿潤な状態にするだけでは切断等に伴う石綿等の粉じんの発散抑制措置としては十分ではないことから、**切断面等への散水等の措置を講じながら作業を行う**ことにより、湿潤な状態を保つことが求められています。

- 湿潤化の代わりに除じん性能付き電動工具を使用する方法は**NG!**

解説

後述する「石綿等の切断等の作業等」においては、湿潤化の代わりに除じん性能付き電動工具を用いることも良いとされていますが、この作業においては**常時湿潤化**が求められる措置となります。



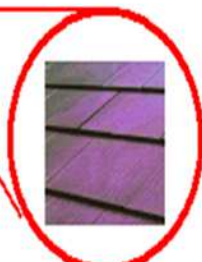
石綿含有成形品等の除去等に係る措置

石綿等の切断等の作業等及びその作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業を行う場合は、湿潤化等を行う。（第13条）

◆知っておいてほしいこと



化粧スレート



波形スレート



床タイル



床シート

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法により行うことが必要です。（技術上困難な場合は除く）
- 「湿潤化等」の代わりに「**除じん性能を有する電動工具の使用**」や「**作業場所の隔離**」としても良いとされています。（令和6年より、除じん性能付き電動工具の使用が湿潤化と同等の扱い。）



まとめ

石綿に関する法令や指針、マニュアルは、健康被害の実態や技術革新に伴い、順次改正されているところです。

令和8年1月からは、「石綿事前調査者が必要な作業の対象の拡大（建築物・船舶のみから、工作物も含まれるようになる）」「事前調査者の資格証明の写しの保存」「工作物に係る事前調査結果報告」等の法令改正の施行が予定されております。

現場として、「これまでOKだったものがNGになった」「せっかく新しいルールを覚えたのにまた覚え直した」「規制の強化に伴い要する費用が増大した」等の切実な受け止めがあると思いますが、これら法令等は、労働者の健康障害防止のため、措置の徹底が求められるものです。

法令等について不明な点がある場合は、監督署や各種機関へご相談いただけますと幸いです。

参考資料（石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル）

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和3年3月
(令和6年2月改正)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
環境省水・大気環境局環境管理課

The screenshot shows the official website of the Ministry of the Environment. The page title is '大気環境・自動車対策' (Air Environment and Automobile Measures). The breadcrumb trail is: ホーム > 政策 > 政策分野一覧 > 大気環境・自動車対策 > 石綿（アスベスト）問題への取組 > 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル. The main content area features a green header with the title '建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル'. Below this, a list of links is provided: '建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル (令和6年2月改正)', '全文[PDF 30MB]', and '改正表[PDF 371KB]'. A red circle highlights the '全文[PDF 30MB]' and '改正表[PDF 371KB]' links. Below the main links, there is a section for '分割版' (Split Version) with links for '表紙・目次[PDF 358KB]', '第1章 石綿に関する基礎知識[PDF 2.6MB]', '第2章 関係法令の解説[PDF 2.6MB]', '第3章 用語の定義[PDF 1.2MB]', and '第4章 建築物等の解体等における飛散防止対策1/4[PDF 3.2MB]'. A red arrow points from the circled links to a QR code in a pink box on the right side of the page.



環境省HP

参考（技術指針の改正 - 令和6年1月31日）

基発 0131 第 1 号
令和 6 年 1 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、別添1のとおり、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第25号）を令和6年1月31日付け官報に公示し、令和6年4月1日より適用することとした。

今般の改正は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）の規定による労働者の石綿ばく露防止措置の適切かつ有効な実施を図るため、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第105号）の公布に伴い、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（令和2年9月8日付け技術上の指針公示第22号。以下「技術上の指針」という。）について所要の改正を行うものである。

改正点は別添2の新旧対照表のとおりであり、改正後の技術上の指針は別添3のとおりであるので、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の10において準用する同令第24条の規定により、都道府県労働局健康主務課において閲覧に供するとともに、事業者及び関係事業者団体等に対する周知等を図りたい。

別添3

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号）を改正したので次のとおり公表する。

令和6年1月31日

厚生労働大臣 武見 敬三

建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針

1 趣旨

この指針は、建築物等の解体等の作業又は労働者が石綿等（石綿又は石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物をいう。以下同じ。）にはばく露するおそれがある建築物等における業務を行う労働者の石綿のばく露による健康障害を予防するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に規定する事前調査及び分析調査、石綿を含有する材料の除去等の作業における措置並びに労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置等に関する留意事項について規定したものである。

2 建築物等の解体等の作業における留意事項及び推奨される事項

2-1 事前調査及び分析調査

(1) 使用されている可能性がある石綿含有材料の種類が多岐に亘るような大規模建築物又は改修を繰り返しており石綿含有材料の特定が難しい建築物については、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第2条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又は一定の事前調査の経験を有する同条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者が事前調査を行うことが望ましいこと。



厚労省HP
労働安全衛生法関係の
法令等（石綿）



PDFファイル

ご清聴ありがとうございました

